

埋戻材として利用する建設発生土及び改良土特記仕様書

総則

本条は、緑政土木局が所管する工事及び他工事から生ずる建設発生土を埋戻材として利用する場合及び改良土に適用する。

(1) 建設発生土

建設発生土の品質基準値は、設計図書で別途指定する場合を除き、下記の規定に適合するものとする。

ただし、土壤汚染の要因を有すると想定される土地及び地域から生ずる建設発生土は、土壤汚染対策法に定める指定基準（特定有害物質の土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）に適合することを確認しなければならない。

- 1) 木片、金属片、布、コンクリート塊、アスファルト塊等の異物を含まないこと。
- 2) 品質規格は、表－1の基準に適合するものとする。

表－1 建設発生土の品質規格

項目	基準値	試験方法
土質区分	第1種、第2種建設発生土 ※1	JIS A 1228 締固めた土のコーン指数試験法 (1層毎突き固め回数 25回) ※3
発生土 CBR ※2	8%以上	JIS A 1211 ※3 CBR 試験法(締固めた土の CBR 試験法)
最大粒径	50mm 以下	JIS A 1204 土の粒度試験 ※3
75 μ m ふるいを 通過する質量百分率	25%以下	

- ※1 国土交通省令(「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令(平成13年3月29日国交令59)」「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用促進に判断基準となるべき事項を定める省令(平成13年3月29日国交令60)」)において規定する第1種建設発生土(砂、礫及びこれらに準ずるもの)及び第2種建設発生土(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)をいう。
- ※2 試験法は、JIS A 1211と同じであるが、緑政土木局請負工事品質管理基準(以下「請負工事品質基準」という。)で規定するものとの整合を図ったものである。
- ※3 使用数量が100m³未満の場合は、省略できるものとする。

3) 建設発生土の品質管理及び品質検査は、設計図書で指定する場合を除き、請負工事品質管理基準の規定によるものとする。

4) 建設発生土を現場内で土質改良して利用する場合の品質基準は、設計図書で指定する場合を除き、「改良土の品質基準及び管理項目」表－2の規定によるものとする。

また、品質管理項目についても、設計図書で指定する場合を除き、表－2の5)及び

「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（平成13年4月20日国官技第16号）」によるものとする。

(2) 改良土

1) 改良土の品質基準及び管理項目は、表－2の規定に適合するものとする。

表－2 改良土の品質基準及び管理項目

管理項目		品質基準及び測定方法
1)	粒度	細粒分（粒径 75 μ m以下）が、25%以下であること。 ※2
2)	最大粒径	50mm以下 ※2
3)	最適含水比	試験値
4)	含水比	出荷時においては、締固め度90%相当の含水比以下であること。
5)	CBR値	標準CBR 10%以上 ※1 ※2
6)	コーン指数	800KN/m ² 以上 (JIS A 1228) 締固めた土のコーン指数試験法 (1層毎突き固め回数 25回) ※2
7)	特定有害物質の 土壌溶出量基準 及び土壌含有量基準	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日付け環告46号、平成28年3月29日環境省告示第30号一部改正、以下「土壌汚染環境基準」という。）に定める項目ごとに土壌汚染環境基準に定める測定方法により測定した結果、及び「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日付け環境告19号、以下「含有量基準」という。）に定める特定有害物質の種類ごとに含有量基準に定める測定方法により測定した結果が、溶出量にあつては、土壌汚染環境基準に掲げる環境上の条件に適合すること、含有量にあつては、土壌汚染対策法施行規則「別表第三」の下欄に掲げる要件に該当すること。

※1 標準CBR試験方法は、請負工事品質管理基準で規定する試験方法によるものとする。

なお、請負人は、表－2の管理項目に係る品質管理の結果報告書を土質改良プラントから、提出させ、品質管理結果報告書に添付し、監督員に提出するものとする。

また、請負人が行う品質管理は、請負工事品質管理基準により行うものとする。

※2 使用数量が100m³未満の場合は、省略できるものとする。

2) 改良土の土質改良プラントは名古屋市緑政土木局が所管する工事で使用する改良土を製造する土質改良プラントとして認定したプラントで利用可能区を表－3に示す。

表―3 認定土質改良プラント

	事業者名称	プラント名称	利用可能区
①	名古屋西部ソイルリサイクル株式会社	名西ソイルリサイクルプラント	名古屋市全区
②	東邦ガステクノ株式会社	名南改良センター	南区、天白区、緑区
③	大有建設株式会社・ 東邦ガステクノ 株式会社共同企業体	名古屋北部土質改良センター	守山区、名東区
④	株式会社 名北	MEIHOKU 改良土センター	北区、西区